

第三者行為求償事務アドバイザーの設置(平成29年度)

- 市町村が行う第三者求償事務の継続的な取組強化を図るため、28年度から、保険者の抱える第三者求償事務の課題に対して、具体的な解決策等を助言できる第三者行為求償事務アドバイザー5名を委嘱(平成28年3月11日～)。

市町村等は、直接、アドバイザーに依頼又は相談

※費用は依頼者が負担

- (1) 講演依頼に基づく講師派遣
- (2) 電話やメール等により相談対応
- (3) その他、会議への出席 等

- (第三者行為求償アドバイザー) ※担当ブロック順 (企業名は退職時点のもの)
- 1 杉本 真希子氏 (元住友海上火災社員、現札幌市非常勤職員)
 - 2 高橋 稔氏 (元三井住友海上火災社員、元横浜市非常勤職員)
 - 3 宇賀 昭司氏 (元東京海上日動火災社員、現岐阜市非常勤嘱託職員)
 - 4 宮井 昭治氏 (元損保ジャパン日本興亜社員、元和歌山市非常勤職員)
 - 5 高田橋 厚男氏 (元都城市部長、現BTV株式会社総務部長)

市町村等は、
アドバイザーからの助言等を得て、

- (1) 傷病届の提出の励行を促す取組の強化
- (2) 第三者による不法行為が疑われるレセプト発見の強化
- (3) 損害賠償請求の事務が滞っている場合の解消方法
- (4) 損害保険会社、医療機関等との連携方法
- (5) その他、求償事務の取組強化



等の求償事務の底上げに取り組み、

数値目標の達成

第三者行為求償事務アドバイザーへの相談方法(平成29年度)

【市町村】

① 下記相談先メールアドレスへ
相談事項等を明記の上、送信。

件名に「アドバイザー氏名」と
相談者の所属・氏名を記載。

(件名例)
【相談】〇〇様←〇〇市国保課〇〇

【アドバイザー】

② アドバイザーから返信。

(返信内容例)
・相談内容への回答。
・電話で照会いただきたい場合
には、電話番号を通知。
・講演依頼に可否の返信。

【市町村】

③ アドバイザーから返信に
応じた対応

※平成28年度活動実績 講演34回、助言約330件 (平成28年4月～平成29年3月)

氏名	担当ブロック(※)	担当区域(※)	相談対応等の時間・ 相談先メールアドレス
杉本 真希子	北海道・東北地方	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	(月)～(木)9時30分～16時15分 (金)9時30分～15時15分 makiko.sugimoto@fel.city.sapporo.jp
高橋 稔	関東・甲信越地方	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、 新潟、山梨、長野	(月)～(金)9時～17時 minoru-t@xpost.plala.or.jp
宇賀 昭司	東海・北陸地方	岐阜、静岡、愛知、三重、富山、石川、福井	(月)～(金)9時～15時45分 uga-shoji@city.gifu.lg.jp
宮井 昭治	近畿・中国地方	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、 島根、岡山、広島、山口	(月)～(金)9時～17時 ayakappe0715@ybb.ne.jp
高田橋 厚男	四国・九州地方	徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊 本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	(月)～(金)9時～18時 atsuokoudabashi@btvm.co.jp

※担当ブロック・担当区域については、求償アドバイザーの負担を分散する観点から便宜上
定めているものであり、講演依頼については、区域を越えて柔軟に対応することも可能。